

土浦市犯罪被害者等支援条例（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について

1 パブリック・コメントの実施結果

募集期間	令和7年12月10日（水）～令和8年1月9日（金）
募集方法	市のホームページに掲載したほか、本庁舎（生活安全課及び情報公開室）、各支所・出張所及び各地区公民館に設置し、持参、郵送、FAX、電子メール又はLoGoフォームにより募集を行った。
意見提出者数	1人
意見件数	6件
市ホームページ閲覧数	93件

2 パブリック・コメントの意見に対する考え方

No	項目	意見	回答
1	新規 生活支援	第8条の前に、「生活支援」の項を新たに加えるべきである。 犯罪被害による著しい身体的・精神的被害又はその治療やリハビリ等のため、若しくは被害後の刑事手続や生活事情との関係で、犯罪被害者等が家事や育児に従事することができない場合、犯罪被害者等の家事や育児に掛かる負担を軽減し、その立ち直りに資することを目的として、犯罪被害者等に対する家事や育児などの生活を支援する制度を整備する必要がある。	第9条の（心理的外傷からの回復に向けた支援）では、犯罪被害者等が犯罪等により心身が受けた影響からの早期回復又は軽減を図るために福祉サービスの提供を行うとしております。 条例中に各福祉サービスの内容は規定できませんが、犯罪被害者等の状況に応じて、一人ひとりが必要な支援を受けることができるよう、福祉サービスの充実を図ります。

2	<p>第8条 (経済的負担の軽減)</p>	<p>(経済的支援) とする。</p> <p>犯罪被害者等に対し、単に「経済的負担の軽減」とするにとどまるのではなく、対象をより広く設定し、医療費や弁護士費用などの支出に対する給付金、貸付制度など、犯罪被害者等のニーズにあった迅速な経済的支援を行うことができる制度を整備すべきである。</p>	<p>経済的な支援内容については、府内の関係各課において協議を重ね、現段階で取り組み可能な支援策として見舞金制度の創設を検討しております。</p> <p>医療費や弁護士費用、貸付制度等の経済的支援については、ご意見として承ります。</p>
3	<p>第9条 (心理的外傷からの回復に向けた支援)</p>	<p>(医療支援・心のケア) とする。</p> <p>心理的外傷のほかにも、外傷など身体的な被害を受けた犯罪被害者に対する医療について、相談や助言ができるような体制が必要である。</p>	<p>第9条では、「心理的なケアの実施<u>その他心身の状況に応じた</u>」と規定しており、心理的なダメージに対するケアのみならず、身体的な被害に遭われた方に対するケアも含んでおります。</p>
4	<p>第12条 (安全の確保)</p>	<p>以下のことを加味すべきである。</p> <p>(1) 犯罪被害の原因となった事情が継続している場合などに、同一の加害者から被害を受けることがあること等から、再被害・累被害防止の施策を講ずること。</p> <p>(2) 犯罪被害者等の支援を行う関係職員等が、加害者の攻撃の対象となる危険性があることから、被害者支援の専任者や被害者支援員の安全確保の施策を講ずること。</p>	<p>第2条第8号及び同条第9号において「二次的被害」及び「再被害」を定義しており、これら「二次的被害等」の防止を目的として、第5条第1項及び第6条第1項にて市民及び事業者の責務を定めています。</p> <p>なお、被害者支援は、県、県警察、民間支援団体等と連携して行うこととなりますので、支援員の安全の確保についても連携して対応していきます。</p>

5	新規 犯罪被害者等支援協議会の設置	<p>犯罪被害者等に対する支援策の推進・改善を図り、学識経験者、関係機関、民間被害者支援団体、犯罪被害者、市や市民などから構成される犯罪被害者等支援協議会を設置すべきである。</p> <p>犯罪被害者等支援協議会は、犯罪被害者等の支援策の実施状況の評価・検討を行い、市に対し、犯罪被害者等の支援策の問題点や改善点等の提言を行う。</p>	<p>犯罪被害者等支援に関する協議会については、土浦警察署、弁護士会、社会福祉協議会、その他関連する行政機関などで構成する「土浦地区被害者支援連絡協議会」が活動しており、今後も連携して活動してまいります。</p>
6	新規 社会福祉課を中心据えた横断的な体制の構築	<p>本件パブリック・コメント実施の案内から、犯罪被害者等支援の所掌は生活安全課とする意向のようであるが、同意できない。</p> <p>犯罪被害者が最も困るのは「日々の生活が壊れること」であり、行政に求めるものは生活再建支援である。この生活再建支援に最強最適な部署は社会福祉課を置いて他にない。そのため、社会福祉課を中心に据え、警察・防犯との連携、緊急の対応、個人情報の扱い等々について、生活安全課等、それぞれの分野の関係部課が関連する横断的な体制を構築すべきである。</p> <p>また、生活安全課とするについては、「土浦市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」に明らかなように不安がある。</p>	<p>第7条第2項で規定するように市役所に総合窓口を設置し、被害に遭った方が迅速に必要なサービスを受けることができるよう、ワンストップサービス体制の確立を目指しております。お見込みのとおり、総合窓口は生活安全課に設置予定であり、社会福祉課等の他課へ設けることは検討しておりません。</p> <p>その理由は、社会福祉課等の福祉窓口は、被害者等の支援を直接行う部署であり、被害者の状況に応じて、庁内を総合的に見るコーディネーターとしての役割は、福祉部門以外に設けるべきと判断したためです。</p> <p>また、犯罪被害者等に限らず、市民全般の生活の安全を守るという観点から生活安全課に総合窓口を設けることは、現時点で最適であると考えます。</p>